

知的障害

(5) 自立活動

① 知的障害のある子供の自立活動

ア 現状と問題点

知的障害のある幼児児童生徒は、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に伴って見られます。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

自立活動は、一人一人の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的とし、学校の教育活動全体を通じて行う指導と自立活動の時間における指導により適切に行われる必要があります。

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項に基づいて、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導の中で自立活動の指導を行う場合が多く見られますが、この場合においても自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。

自立活動の時間を設けて指導を行う場合は、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態等を十分考慮し、個別の指導計画に基づいて個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めることが大切です。

イ 自立活動における主な指導内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を六つの区分に分類・整理したものです。

自立活動の内容の六つの区分 26 項目については、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図していません。知的障害のある幼児児童生徒においては、必要とされる自立活動の内容がすべての区分において想定されます。

以下は、それぞれの区分について留意すべき具体的な内容の例です。

(ア) 健康の保持

「健康の保持」では生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維

持・改善を図る観点から内容を示しています。生活習慣が乱れがちな幼児児童生徒も多いことから、基礎的な生活のリズムが身に付くようにするなど、健康維持の基盤の確立を図るための指導内容の設定が必要です。知的障害のある幼児児童生徒のうち、てんかんや心臓疾患などを併せ有するような場合では、幼児児童生徒の一日の生活リズムの安定を図るなどの内容も考えられます。このような場合では、生活リズムなどの基礎的な情報のほか、服薬の種類や時間、発作の有無とその状態など体調に関する情報も丁寧に入手しておくことが必要です。

また、知的障害のある幼児児童生徒の中には、生活リズムの不規則さや肥満などにより身体を動かすこと自体を嫌がったり、周囲との関係がうまくいかずに外出することを嫌がったりするなどして結果的に身体を動かすことが苦手になる場合があります。そのため障害そのものによるのではなく二次的に体力低下を招く場合もあります。このように体力低下を防ぐためには、コミュニケーションや心理的な安定の内容とも関連させながら適切な運動を取り入れ、食生活と健康について実際の生活に即して学習するなど、日常生活における自己の健康管理のための指導が大切です。

(イ) 心理的な安定

「心理的な安定」では、自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る観点から内容を示しています。「情緒の安定」に関することでは、過去の失敗経験等により自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする場合があります。そのような場合には機会を見つけて自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるよう励ましたりして、活動への意欲を促すように指導することが重要です。

また、生活環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなるような場合があります。このような場合、環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから、睡眠、生活リズム、体調、気候、家庭生活、交友関係などその要因を明らかにし、情緒の安定を図る指導とともに必要に応じて環境の改善を図ることが大切です。

情緒の安定を図る指導において、障害の状態や発達の段階等にも考慮し、問題となる行動の要因やその意味を把握することが大切です。そのような場合、問題が生じた場面で直接指導することもありますが、日常的な場面で計画的に指導することが大切です。さらに「状況の理解と変化への対応に関すること」では、場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることを指導の内容としています。見通しのもちにくい幼児児童生徒に対して予想される事態や状況を説明したり、事前に体験できる機会を設定したりすることなどが必要です。

(ウ) 人間関係の形成

「人間関係の形成」では、自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤

を培う観点から内容を示しています。他者とのかかわりの基礎に関すること、他者の意図や感情の理解に関すること、自己の理解と行動の調整に関すること、集団への参加の基礎に関することが示されています。この中で「自己の理解と行動の調整に関すること」は、自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることを意味しています。特に、知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがあります。このような場合は、まず本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己の理解を深めていくことが大切です。

(エ) 環境の把握

「環境の把握」では、感覚を有効に活用し空間や時間などの概念を手がかりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示しています。この中で「感覚や認知の特性への対応に関すること」は、幼児児童生徒の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に適切に対応できるようにすることを意味しています。

知的障害がある場合、感覚と運動が未分化な状態であることも考えられ、感覚面と運動面を一体化して総合的に把握することも大切です。各機能を的確に把握した上で、視覚、聴覚、触覚などの感覚を使って外界を探索できる状況づくりを進め、適切に援助することが必要です。

なお、ある幼児児童生徒にとって不快な刺激も、他の幼児児童生徒にとっては快刺激である場合もあります。したがって、個々の幼児児童生徒にとって、快刺激は何か、不快刺激は何かをきめ細かく観察して把握しておく必要があります。

(オ) 身体の動き

「身体の動き」では、日常生活や作業に必要な基本的動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点を内容に示しています。

知的障害のある幼児児童生徒の中には、空間の中で身体がどのように動いているかなどのボディイメージがもちにくかったり、動きがぎこちなかったり、微細な動きが苦手だったりするような様子が見られる場合があります。

「姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」では、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動の改善及び習得などの基本的技能に関することを内容としています。また知的障害のある幼児児童生徒の中には知的発達の程度等に比較して身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難な者もいます。このような幼児児童生徒に対しては、より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導することが考えられます。そして次第に、目的の動きに近づけていくことにより、必要な運動・動作が幼児児童生徒に確実に身に付くよう指導することが重要です。

さらに、「日常生活に必要な基本動作に関すること」は、食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味しています。知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度に比較して、細かな手指の操作が困難であり、衣服の着脱や食事などが困難な者がいます。このような幼児児童生徒には、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導しますが、その際、注意が他のことに向いてしまって、衣服の着脱等に気持ちを集中させて取り組むことが難しいことも多いです。そのため集中して取り組むことができるように環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫が大切です。

「作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること」は、作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味しています。

障害の状態によっては、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、作業における基本動作の習得や巧緻性、敏捷性の向上を図るとともに目と手の協応した働き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるよう指導することが大切です。

(カ) コミュニケーション

「コミュニケーション」では、場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示しています。

「コミュニケーションの基礎的能力に関すること」は、幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行われるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的能力を身に付けることを意味しています。

知的障害のある幼児児童生徒には、発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができますが、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない場合があります。このような場合には、幼児児童生徒が欲しいものを要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど幼児児童生徒の様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切です。

同時に、他の人への関心が乏しいことや、他の人からの働きかけを受け入れることが難しい場合もあることから、教師との信頼関係を形成し、教師の言葉や動きに対する関心を高めるようにすることが大切です。また、コミュニケーション手段として身振りや機器などを活用する際には個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、無理なく活用できるように工夫することが必要です。

ウ 指導時間と指導形態

自立活動の時間に充てる授業時数について、各学校は幼児児童生徒の実態に応じて適切

に定める必要があります。ただし、授業時数を標準として示さないからといって自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の幼児児童生徒の実態に応じて適切な授業時数を確保する必要があります。

特に、知的障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、一人一人の実態に即して個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、特別活動の指導や各教科等を合わせた指導、総合的な学習の時間の指導を通じて適切に行う必要があります。

自立活動の時間を設けて指導を行う場合においても、個別の指導計画の下、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切です。

エ 指導の評価

長期的な観点に立った指導の目標を達成するためには、個々の幼児児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切です。すなわち、段階的に短期の目標が達成され、やがては長期の目標の達成につながるという展望が必要です。長期、短期の目標に対応する評価については、指導を通じて目標の適切さや手立ての有効性について評価・改善することが必要です。

② 個別の指導計画の作成

ア 個別の指導計画の作成

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の実態に基づいた個別の指導計画を作成することを規定しています。自立活動の個別の指導計画の作成では、個々の実態に基づいた指導の目標を明らかにした上で自立活動に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

個別の指導計画の作成や手順は、それぞれの学校が幼児児童生徒の障害の状態や発達段階を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えることが必要です。

イ 指導上の留意点

指導内容の選定に当たっては、幼児児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げることにも留意する必要があります。

また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることが大切であり、その意欲を喚起できるようにするとともに、実際的な学習活動を通して指導することが効果的です。人間の発達は種々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を伸ばすことによって、遅れている側面を補うような指導内容を取り上げるようにすることが大切です。発達の進んでいる側面を伸ばすことによって、幼児児童生徒の自信と活動や学習への意欲が喚起され、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することが期待できます。

さらに、幼児児童生徒の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることも重要です。